

青少年宿泊センターの宿泊時利用ルールについて(お知らせ)

日頃より名古屋市青少年宿泊センターの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。2024年4月より、以下の通り宿泊利用時の一部ルールを改訂いたします。2024年4月以降にご宿泊を予定の皆様におかれましては、改訂後のルールをご確認の上、お申込みいただきますよう、宜しく願い申し上げます。

〔主な変更点〕

1. 引率者について
2. 部屋割について
3. 浴室利用について
4. オリエンテーションについて
5. 海外からのご利用について
6. 団体登録について

1. 引率者について

従来	改訂後(2024年4月以降)
18歳未満の方が利用する場合は、 20歳以上の引率者の同行が必要です。 (18歳未満の方のみでの利用はできません。)	18歳未満の方が利用する場合は、 <u>18歳以上の引率者の同行</u> が必要です。 (18歳未満の方のみでの利用はできません。) <u>*高校生でも18歳以上であれば引率者とすることができます。</u> <u>*引率者の年齢確認の為、宿泊予約本申請時に身分証(年齢が分かるもの)の提示をお願いしております。</u> <u>*引率者を変更する場合は、宿泊日より前に連絡し、上記の年齢確認を再度行います。</u>

2. 部屋割について

従来	改訂後(2024年4月以降)
小学生以下の方については、 20歳以上の引率者の同室が必要です。	<u>小学4年生以下の方</u> については、 <u>18歳以上の引率者</u> の同室が必要です。 (小学5年生以上は子どものみの部屋割が可能です。)
1家族のみで利用する場合のみ、男女同室が可能です。 (団体の中に家族が含まれる場合、家族であっても男女別室としていました。)	1家族のみで利用する場合に加え、 <u>団体の中に家族が含まれる場合も、家族単位で男女同室が可能です。</u> <u>ただし、家族は同居する者としてします。</u>

3. 浴室利用について

従来	改訂後(2024年4月以降)
小学生以下の方が入浴する際には、安全確認のため、必ず同性の引率者がお付き添いください。	<p>未就学児の入浴には、必ず同性の引率者(18歳以上)がお付き添いください。</p> <p>小学生の入浴には、引率者(18歳以上)がお付き添いいただく必要はありませんが、脱衣所や暖簾の外(廊下)で待機し、安全の確認をお願いいたします。</p> <p>*なお、8歳以上の方は混浴できません。</p>

4. オリエンテーションについて

従来	改訂後(2024年4月以降)
<p>宿泊者全員がお揃いになってから、オリエンテーションを実施いたします。</p> <p>(オリエンテーションを受けるまで入室ができませんでした。)</p>	<p>宿泊者全員が揃わなくてよいものとし、使用責任者へオリエンテーションを実施いたします。</p> <p>その場合使用責任者から構成員の皆様へオリエンテーションの伝達をしていただきます。</p> <p>オリエンテーションの伝達を確認後、宿泊室へ入室していただけます。</p> <p>*使用責任者には、構成員全員が内容を理解し、責任を持って施設を利用していただくことについて、署名していただきます。</p>

5. 海外からのご利用について

従来	改訂後(2024年4月以降)
<p>【ご利用予約】</p> <p>海外からのご利用について、明確なルールがありませんでした。</p> <p>【通訳】</p> <p>海外からのご利用について、明確なルールがありませんでした。</p>	<p>【ご利用予約】</p> <p>原則として、連絡が取れる日本在住者が行ってください。</p> <p>以下の書類を宿泊日の1週間前までに提出してください。(必着)</p> <p>① 宿泊者(外国籍の方) 全員のパスポートの写し</p> <p>② 宿泊利用者名簿</p> <p>【通訳】</p> <p>宿泊期間中は2名以上の通訳者(日本語が話せる方)が同行してください。</p>

<p>【チェックイン・チェックアウト】 海外からのご利用について、 明確なルールがありませんでした。</p>	<p>【チェックイン・チェックアウト】 <u>チェックインは 20:00 までとなります。</u> (宿泊名簿の最終確認等に時間がかかる場合があります。) <u>宿泊日の午前中には日本へ到着していることを前提としてご利用ください。</u> (閉館後に施設へ入館することはできませんのでご注意ください。) <u>チェックアウトは 8:00 以降にお願いいたします。ただし、帰国便の時間の都合など特別な事由がございましたら、7:00 以降のチェックアウトも可能です。</u> <u>その場合、必ず事前にご連絡ください。</u></p>
---	--

6. 団体登録について

従来	改訂後(2024 年 4 月以降)
<p>「家族」で団体登録をする場合の 明確なルールがありませんでした。</p>	<p><u>親族のみで構成される団体は、過半数が 30 歳未満であっても一般団体として登録いたします。</u> <u>*当施設は、青少年の社会参加活動や青少年ボランティアの養成、青少年同士及び他世代との幅広い交流等の促進を目的として、これらを実施する青少年の団体の利用を優先しております。</u></p>

改訂のルールは以上となります。ご不明点などございましたら、名古屋市青少年宿泊センターまでご連絡いただくか、施設スタッフまで直接お尋ねください。

引き続き、皆様のご期待にお応えできる青少年育成施設となりますよう努力してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

名古屋市青少年宿泊センター

TEL : 052-624-4401 MAIL : info-plaza@youth.nagoya